

「著作権教育」としての学習内容

引用に関する指導（著作物の扱い）

「著作権教育」の学習のねらい

校内でプレゼンテーションをする場合、他人の著作物の「引用」の心構えを知る。

- 著作物の中で論じている文章だけでなく、著作者の気持ちにも著作権があることを意識させる。
- 著作物で論じている文章は、著作者の個人的立場、所属する団体・機関など、どのような背景で書かれたものかを意識させる。
- 正しい引用の方法を理解させる。
⇒ 定められた引用ルールを守れば、引用することができることを知る。

生徒の活動

- 学校の図書館や地域の図書館、自宅にある蔵書を調べる。
- インターネット上の情報を調べる（検索する）。
- 過去の卒業生や在校生などの先輩のプレゼン作品を参考に見る。

「著作権教育」の指導のポイント

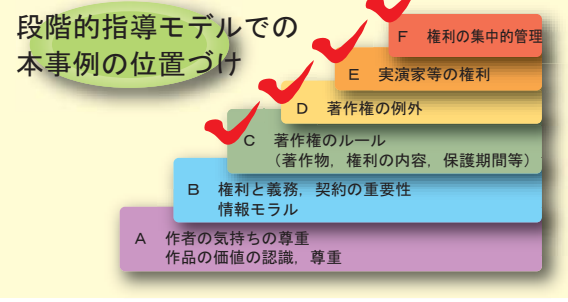
- 他人の著作物を「引用」する場合の基本的な考え方として、自分の意見と他人の意見とは明確に分けて書くよう指導する。
- 「引用」例を参考にして、具体的な書き方を指導する。

これだけは！ 押さえない指導内容

「引用」著作物には、出所の明示を記載する習慣をつけさせる。

1. 「引用」著作物は過去に公表されていることを確認すること。
2. 引用部分は「 」でくくるなどして、自分の作品部分と区別できること。
3. 自分の作品が主で、引用部分はあくまで従であることが第三者にもわかるようにすること。
4. 自分の主張を浮き彫りにするためには、引用の必然性や必要性があること。
5. 「引用」著作物の「出所の明示」を必ず記載しておくこと。

- 引用部分の著作者がどのような立場（個人・団体・機関）で述べたものなのかを確認する習慣をつけさせる。



具体的な展開例

プレゼンテーションでの資料作成や発表方法について、次のようなポイントを話し合う。

- プレゼンテーションは単なる発表ではないので、必ず自分の結論を述べる。
- プレゼンテーションの中で、他人が考えたもの・書いたものを勝手に利用したり改変したりしてはいけない。
- 他人の著作物を全く利用できないのではなく、『この人はこう主張している』と紹介する書き方や発表を行うと利用できる。
 - ➡ このことを「引用」と呼ぶ。プレゼンテーション資料に記載していなくても、他者のプレゼンテーションを「引用」する場合、出所を明示する必要がある。
- 他人の主張を自分のプレゼンテーションで使うには、自分が考えた部分と他人が考えた部分をはっきり区別できるように示す必要がある。
- 他人の主張を「引用」するときには、その著作者名や著作物名、出版社、発表年、引用ページなどの情報も書く必要がある。➡ このことを「出所の明示」という。
- 「引用」にあたって基本情報以外にも、次の注意点がある。(フリップや配布物)
 - ➡ ①自分の著作物は質量ともに主であり、引用部分は従であること。
 - ②引用部分は自分が作った部分と明確に区別できること。
(短い引用：「 」, 長い引用：行を空け, 左右も空ける。)
 - ③引用部分は改変しないこと。
 - ④引用著作物は出典が明示されていること。(著作権法第 48 条出所の明示)
 - ⑤引用文の一部省略は, [中略] または [・・・] を入れる。
 - ⑥引用文の段落の省略は, / (スラッシュ) を入れる。
 - ⑦引用文の中の補足説明は, () の中に入れる。

この事例の実践に参考となる教材・資料

社団法人著作権情報センター 「学校と著作権」

<http://www.cric.or.jp/qa/cs01/cs01.html>

